

～ 外国人労働者の方が受講する際の留意点について ～

建設業労働災害防止協会長野支部

厚生労働省の通達により(「令和2年3月31日 基発0330第43号 外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施について」)、登録教習機関は、技能講習を受講する外国人(以下「外国人労働者」という。)の日本語の理解力を事前に確認することが望ましいとされています。

つきましては、外国人労働者の方が受講させる事業者は別添1「技能講習等受講における日本語の理解力確認書」を、個人で受講を希望する外国人労働者の方は別添2「技能講習等受講における日本語の理解力申告書・同意書」を申込み時に提出してください。

また、申込みをされる際には、以下の「外国人労働者の方が受講する際の留意事項」をご確認ください。

《 外国人労働者の方が受講する際の留意事項 》

1. 当支部で開催する講習(技能講習、特別教育、安全衛生教育等)については、日本語のテキストを使用し、日本語による講義を行い、修了試験等問題につきましても日本語を使用しています。
2. 講義中および修了試験中に通訳や受講の補佐をする方の同席はできません。
3. 講習中に講師やほかの受講生に漢字の読み方や日本語の意味を質問することはできません。
4. 日本語の理解力について、申告書・同意書の内容と異なると事務局が判断した場合は、途中退席をお願いすることがあります。この場合、受講費用の返金はいたしません。
5. 合格点に達しない場合、修了証は発行いたしません。また、補講等・再試験も行いません。
6. スマートフォン等の翻訳アプリの使用は禁止します。なお、使用が発覚した場合は、不合格・退場といたします。
7. 修了試験の結果が不合格の場合でも、申し立ては一切受け付けません。

[がいくじんろうどうしゃ かた じゅこう じぎょうしゃよう]
〔外国人労働者の方を受講させる事業者用〕

けんせつぎょうろうどうさいがいぼうしきょうかいながのけんしぶ あて
建設業労働災害防止協会長野県支部 宛

ぎのうこうしゅうとうじゅこう にほんご りかいはりよくかくにんしよ
技能講習等受講における日本語の理解力確認書

かきもの けんせつぎょうろうどうさいがいぼうしきょうかいながのけんしぶ じっし ぎのうこうしゅうとう
下記の者は、建設業労働災害防止協会長野県支部において実施される技能講習等を
じゅこう じゅうぶん にほんご りかいはりよく よか のうりよく ゆう
受講するための十分な日本語の理解力(読み書きできる能力)を有しておりますので、
がいくじんろうどうしゃ かた じゅこう さい りゅういじこう どうい ぎのうこうしゅうとう もうしこ
「外国人労働者の方が受講する際の留意事項」について同意して、技能講習等の申込みを
いたします。

じゅこうしゃしめい じちよさいん
受講者氏名 (自著サイン)

ざいりゅうか ー どうとう きさい しめい せいかく きにゅうねが
(在留カード等に記載されている氏名を正確にご記入願います)

れいわ ねん がつ ひ
令和 年 月 日

じぎょうしゃしやうめい
(事業者証明)

しよ ざい ち
所在地

かい しゃ めい
会社名

だいはりやうしゃしよくしめい
代表者職氏名

いん
印

【個人で受講を希望する外国人労働者用】

建設業労働災害防止協会長野支部宛

技能講習等受講等における日本語の理解力申告書・同意書

私は、建設業労働災害防止協会長野支部において実施される技能講習等を受講するための十分な日本語の理解力(読み書きできる能力)を有しておりますので、「外国人労働者の方が受講する際の留意事項」について同意して、技能講習等の申込みをいたします。

令和 年 月 日

受講者氏名

(自著サイン)

(在留カード等に記載されている氏名を正確にご記入願います)